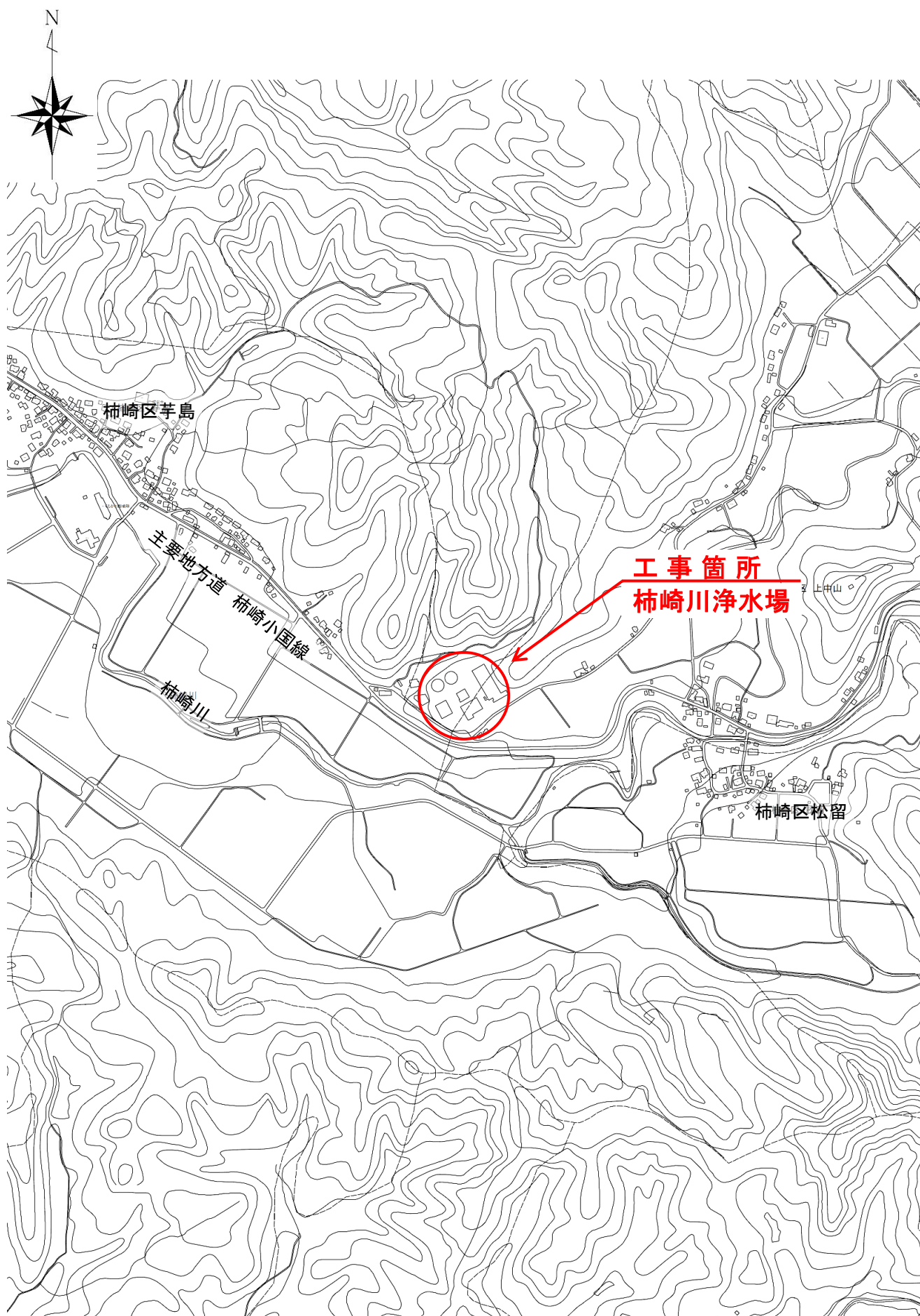


工事箇所位置図 S = 1:10,000



柿崎川浄水場 ろ過池運転制御設備更新工事 仕様書

1 工事目的

本工事は、柿崎川浄水場の既設ろ過池（荏原製作所製グリーンリーフフィルタ：以下、GLF）の制御を行う、ろ過池操作盤内に設置されているGLFコントロールユニットの経年劣化に伴い更新を行い、安定したろ過池運転を確保することを目的とする。
なお、本工事は既設ろ過池制御機能の維持更新を前提とし、更新後も既設と同等の運転制御機能及び警報機能を有すること。

2 工事名称

柿崎川浄水場 ろ過池運転制御設備更新工事

3 工事場所

上越市 柿崎区上中山 地内

4 工事期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

5 適用法規等

本工事の施工にあたっては、関連する法令、法規、規格等を十分理解し、遵守すること。

6 提出書類

(1) 工事図書

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 施工計画書 | 2 部 |
| ・ 施工体制台帳・体系図（下請契約締結時） | 1 部 |
| ・ 工事材料承認願 | 1 部 |
| ・ 工事材料検査願 | 1 部 |
| ・ 工事打合簿(必要に応じて) | 2 部 |

(2) 竣工書類

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 工事完成届 | 1 部 |
| ・ 竣工図 | 1 部 |
| ・ 工事報告書（局指定様式） | 1 部 |
| ・ 実施工程表 | 1 部 |
| ・ 工事写真 | 1 部 |
| ・ その他局監督員の指示するもの | |

7 工事内容

(1) 工事範囲

本工事は、ろ過池操作盤内に設置されているGLFコントロールユニット及び関連機器一式の更新とする。
当該設備はろ過池操作盤内において完結する制御設備とする。

(2) 取替機器

GLFコントロールユニット 一式

コントローラ（タッチパネル） 一式

システム用スイッチング電源 一式

警報ユニット 一式

I/Oターミナルユニット 一式

電極検出ユニット 一式

その他、既設機能維持に必要な機器を含む

(3) 作業内容

① 事前調査

- ・既設設備構成、信号接続、制御内容の確認

② 設計・設定

- ・既設制御機能を維持するための設定及びソフト構築
- ・既設設定情報（運転条件、警報設定等）の移行
- ・その他、設備更新に必要な作業内容

③ 機器更新

- ・既設機器撤去及び新設機器据付
- ・盤内配線及び端子接続作業

④ 試運転調整

- ・制御動作、警報動作及び現地操作の確認

⑤ 図書作成

- ・竣工図及び設定資料の作成

(4) メーカー対応

既設設備はメーカー固有システムにより構成されているため、受注者は必要に応じメーカーから技術情報を取得し、既設機能維持に支障がないよう対応すること。

(5) 試運転

試運転にあたっては、ろ過池制御機能及び警報機能について総合的に確認し、正常運転が可能であることを確認すること。必要に応じてメーカーによる最終調整を含むものとする。

(5) 健康診断

受注者は、水道施設において工期内に実作業延べ15日以上業務に従事する作業員に対し、水道法第21条に基づく健康診断（検便）を実施し、検査結果報告書を監督員に提出すること。

ただし、業務従事前6ヶ月以内に実施済の場合はその結果で代替可能とする。

検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌（腸チフス菌、パラチフス菌）、腸管出血性大腸菌（O-157）とする。検査結果は原本提出とするが、他工事提出済の場合は写しに提出先を明記すること。

必要に応じ監督員の指示により臨時検査を実施すること。

8 一般事項

- ・ 施工内容等について、事前に局監督員と協議及び現地調査を行い、既設仕様の確認を行うとともに打合せ記録簿を提出するものとする。
- ・ 施工の際に、浄水場勤務者の通常業務に支障が出ると思われる場合は、十分な事前協議の上、作業するものとする。
- ・ 施工にあたっては、安全対策を実施して事故防止に努め、施工中に事故が発生した場合は、速やかに局監督員に連絡するとともに、その処理を講ずること。
- ・ 契約不適合責任については、上越市財務規則 建設工事請負基準約款を準用する。

9 その他事項

- ・ 本仕様書に明記されていない事項でも既設機能維持に必要な作業は本工事に含むものとする。
- ・ 本工事の施工に必要な現場管理費、安全対策費、諸経費等の必要経費を含むものとする。
- ・ 施工内容に変更が必要とされた場合は、請負業者は局監督員に連絡をし、了承を得てから施工内容を変更するものとする。
- ・ 第三者に及ぼした損害等については、上越市財務規則 建設工事請負基準約款を準用する。
- ・ 工事目的物に瑕疵がある場合については、上越市財務規則 建設工事請負基準約款を準用する。
- ・ 機器類の納期など、請負業者の責めに帰することができない事由により、工事の施工ができないと認められる場合には、工事を一時中止するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項は、双方協議して決定する。

10 環境配慮に関する事項

- (1) 業務に必要な物品等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。